○特定高圧ガス消費廃止届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第２４条の４第２項　　一般則第５８条
　　液石則第５６条

適　　用

・特定高圧ガスの消費を廃止した場合

必要書類

１．特定高圧ガス消費廃止届書（一般則様式第３１、液石則様式３０）
２．特定高圧ガス消費届出書の副本
３．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）